

ひとりひとりの参加がこの街の大きな力になります

茂原市社会福祉協議会の事業は

みなさまからの会費に
支えられています

社会福祉協議会ってどんなところ？

「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会は全ての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織です。社協は、福祉・保健・医療・教育など、多様な地域資源のネットワークを有しており、地域の福祉活動の拠点として最前線で活動しています。



茂原市社協マスコット「ふくぞう」

会費の 使い道

みなさまからご協力いただいた会費は、茂原市の地域福祉活動（高齢者の生きがいづくり活動や見守り活動・高齢者と子どもとの世代間交流・子どもたちへの福祉教育活動・災害に備える準備など）に活用しています。

社協会費にご協力をお願いします！



一般会員

各世帯（1口）
500円/年
（自治会を通して）

賛助会員

個人（1口） 1,000円/年	団体等（1口） 3,000円/年	特別協力者（1口） 10,000円/年
---------------------------	----------------------------	-------------------------------

法人会員

個人事業主（1口） 3,000円/年	企業、法人（1口） 10,000円/年
------------------------------	-------------------------------

社会福祉法人
茂原市社会福祉協議会

☎0475-23-1969

FAX 0475-23-6538 Mail info@mobara-shakyo.or.jp

詳しくは
こちらから



茂原市町保 13-20
（茂原市総合市民センター内）

社会福祉協議会ってこんなことを しています



ボランティア活動支援

ボランティア「したい方」と「お願いしたい方」を繋ぐ相談窓口を運営し、災害時には復興の拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置・運営します。

共同募金配分金事業

みなさまから寄せられた赤い羽根募金などを活用し、市内のさまざまな地域福祉活動やボランティア団体の支援に役立てています。



福祉センターの管理運営

市内6か所の福祉センターを運営し、貸館や児童・高齢者向けの教室を通じて、住民の健康増進や交流の場を提供しています。



地区社会福祉協議会の活動支援

「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」をモットーに、市内13地区で住民が主体となった特色ある地域福祉活動を推進しています。



学童クラブの運営

市内3か所の常設学童クラブと夏季限定クラブを運営し、共働き世帯などの小学生が安心して過ごせる居場所を提供しています。

長寿クラブの活動支援

市内の長寿クラブが取り組む健康づくりや奉仕活動を支援し、豊かな地域コミュニティの形成を推進しています。



コミュニティ備品の貸出

地域の行事や福祉体験に活用できる、車いすや綿菓子機、かき氷機などのコミュニティ備品の貸出を行っています。

福祉教育の推進

学校や団体へ、車いす体験や視覚障がいのある方との交流講座(出前講座)を実施し、思いやりの心を育てています。



各種相談

「誰に相談したらいいんだろう？」という日常の不安を解消するためのお手伝いをします。

【心配ごと相談】 予約不要

相談員が心配ごとをお聞きしながら、必要に応じて関係機関を紹介します。

【無料弁護士相談】 予約制

日常における法律的な相談について、弁護士が対応します。

【無料司法書士相談】 予約制

相続(相続税は除く)・遺言・不動産登記・成年後見に関する相談について司法書士が対応します。

【貸付相談】

生活に困窮されている世帯(低所得世帯など)に対し、日常生活や学校への入学・就学に必要な資金を貸付し、生活の安定を支援します。

※貸付には、審査が必要です。

もばら後見支援センター

高齢者や障がいのある方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについての相談に応じます。

【日常生活自立支援事業】 (愛称：すまいる)

軽度の認知症や障がいなどで判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で安心して暮らして続けられるようお手伝いします。

- 福祉サービス利用のお手伝い
- 日常的なお金の出し入れのお手伝い
- 大切な書類などのお預かり

【法人後見事業】

判断能力が不十分な方々の財産管理や権利を保護するため、法人として成年後見などを行います。

- 法人後見の受任
- 成年後見制度に関する相談支援
- 成年後見制度に関する出前講座

茂原市心身障害者福祉作業所「あゆみの家」

就労継続支援 B 型事業・特定相談支援事業の実施

【就労継続支援 B 型事業】

障がいのある方が地域社会において自立した日常生活を送れるように支援しています。

【特定相談支援事業】

適切な障がい福祉サービスなどを利用できるように、サービス利用計画書を作成します。



在宅福祉サービス

介護全般の相談、高齢者や障がいのある方の在宅生活を支援しています。



【見守り型食事サービス】

地域のボランティアが手作り弁当を直接お届けすることで、一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消を図っています。

【紙おむつ等支給事業】

在宅で6か月以上寝たきりの生活を送られている方へ、紙おむつなどの介護用品を無料で支給し、在宅介護を支援しています。

【居宅介護支援事業】

介護が必要になっても安心して生活できるよう、ケアマネジャーが最適なケアプランの作成や各種サービスとの調整を行います。

【訪問介護事業】

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体の介護や生活のお手伝いをします。

【同行援護】

視覚に障がいがある方の外出をガイドヘルパーがサポートします。